

○札幌市議会政務活動費収支報告書の閲覧等に関する要綱

平成18年11月28日	議長決裁
平成21年4月1日	一部改正
平成25年2月28日	一部改正
令和4年2月15日	一部改正
令和7年3月18日	一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、札幌市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第8号）第10条第2項及び同規則（平成13年規則第31号）第7条並びに政務活動費に関する取扱要領（平成17年3月24日議会改革検討委員会決定）第6条第2項の規定による政務活動概要報告書（以下「収支報告書等」という。）の閲覧並びに情報提供について必要な事項を定めるものとする。

(情報提供)

第2条 議会事務局長は、請求に応じて収支報告書等を閲覧に供するほか、市民への情報提供を推進するため、収支報告書等を複写したものを議会図書室に備え付け、一般の閲覧に供するものとする。また、政務活動費に関する情報を広報誌及びインターネットホームページに掲載するものとする。

(収支報告書等の閲覧)

第3条 収支報告書等及び収支報告書等を複写したものと並びに収支報告書等を電子化したものの閲覧は、収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して90日を経過する日の翌日（札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）第1条第1項に規定する休日に当たるときは、その日の翌日）からすることができる。

2 議長は、前項の閲覧の実施に当たっては、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）第7条各号に該当する情報を除き、閲覧に供するものとする。

3 収支報告書等及び収支報告書等を複写したものの閲覧場所及び時間は、札幌市役所本庁舎15階の議会図書室において午前8時45分から午後5時15分までとする。

(閲覧業務を行わない日)

第4条 閲覧業務を行わない日は、札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）第1条第1項に規定する本市の休日とする。

(閲覧手続)

第5条 収支報告書等又は収支報告書等を複写したものを閲覧しようとする者及び収支報告書等を電子化したものをインターネット上で閲覧しようとする者（以下「閲覧者」という。）は、それぞれ次の各号に定める手続により閲覧することができる。

(1) 収支報告書等を閲覧しようとする者は、政務活動費収支報告書等閲覧請求書（様式 1）により閲覧請求を行うこと。

(2) 収支報告書等を複写したものを閲覧しようとする者は、議会図書室利用の申し出を行うこと。

(3) 収支報告書等を電子化したものをインターネット上で閲覧しようとする者は、札幌市議会のホームページで閲覧申請を行うこと。

（写しの交付）

第 6 条 収支報告書等の写しの交付は、札幌市情報提供推進要綱（昭和 63 年 12 月 19 日総務局長決裁）に基づき実施する。

（閲覧者の遵守事項）

第 7 条 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 閲覧場所には、危険物など他の者の迷惑になるものを持ち込まないこと。

(2) 収支報告書等及び収支報告書等を複写したものは、ファイルから取り外さないこと。また、閲覧場所以外に持ち出さないこと。

(3) 収支報告書等及び収支報告書等を複写したものは、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等を行わないこと。また、収支報告書等を電子化したものは、改ざん等を行わないこと。

(4) 閲覧時間を遵守すること。

(5) 閲覧場所では、音読、談話、飲食など他の閲覧者の迷惑になる行為をしないこと。

(6) 閲覧手続には、正しい情報を申告すること。

(7) 取得した情報を不適切な目的で利用及び流布しないこと。

(8) その他係員の指示に従うこと。

（閲覧の中止又は禁止）

第 8 条 議会事務局長は、閲覧者がこの要綱に違反する場合は、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

（準用）

第 9 条 収支報告書等又は収支報告書等を複写したものの閲覧を行う際の議会図書室の利用については、この要綱に定めるもののほか、札幌市議会図書室管理規程（昭和 28 年市議会告示第 3 号）の関係規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 2 月までの分として交付された政務調査費に係る収支報告書等の閲覧及び情報提供については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 4 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 収支報告書等を電子化したもののインターネット上での閲覧申請は、令和 6 年 4 月以降の分として交付された政務活動費を対象とする。

様式 1

政務活動費収支報告書等閲覧請求書

(閲覧される方は、下記の事項にご記入願います。)

NO.

年 月 日	年 月 日
住 所	
氏 名	
閲覧を請求する収支報告書等	
年度の収支報告書等	
年度の収支報告書等	
年度の収支報告書等	
年度の収支報告書等	